

高齢者等の町内会役務への参加基準

I 総 則

1 目 的

この基準は、各隣組（長）及び当番等割り出し責任者が、海吉出村町内会幹事（以下、組長という）の人選、環境整備作業への動員、ごみステーションの清掃当番及び資源化物ステーション当番の割り出しをするに際し、特に高齢者（満75歳以上の者をいう。以下、同じ）、身体障害者、傷病者（以下、高齢者等という）に対し愛と思いやりの精神をもって、公平かつ適正な対応をするための指針を示すことを目的とする。

2 着意事項

前項の目的を達成するため、各隣組長及び会員にあっては、組長の職務、環境整備作業、ごみステーションの清掃当番、資源化物ステーションの当番（以下、単に役務という）への参加に際し手は次の各号に着意するものとする。

- （1） 高齢者等みずからの参加意欲及び身体・健康状態を尊重し、一律同然に或いは当事者と調整することなく役務から排除し、或いは参加を強要しないこと。
- （2） 高齢者等に該当するか否かは、通常は組長も承知していないところなので、事に当たっては当事者の意向を打診し、或いは意見を述べ合って、相互理解を深めるように努めること。
- （3） 善隣友好と協調と奉仕の精神を尊び、「役務への参加ができない理由を並べ立てる前に、できるための方策を真剣に追求する」気風を醸成すること。
- （4） 「住みよいまちづくりは、自分たちの手で」「みんなで参加し、助け合い励まし合う」「受益者負担とギブアンドテイク」の精神を重んじ、一人でも多くの者が役務に参加できるよう配慮すること。
- （5） 高齢者にあっても進んで作業等に参加する者に対しては、健康度・体力その他の身体的条件に合った作業をお願いするなど、隣人愛、人間愛あふれる思いやりの気持ちを持つこと。

- (6) 第4項(2)(3)(4)にいう「客観的正当性」の判断は、隣組又は関係者全員の合意に基づくことが望ましいが、そのことによって当該世帯の内幕を広く喧伝し、又はプライバシーを侵害することとならないよう厳に注意すること。
- (7) 役務への参加免除は、当事者及び隣組の意思を担う組長との間の合意により成立するものであって、当事者独自の判断により役務への参加を忌避しないこと。
- (8) 前号により、第4項(2)(3)(4)の免責を認めた場合においても、当事者に対して断じて村八分的愚挙にでないこと。

Ⅱ 原 則

3 入会と会員の責務

岡山市海吉出村町内会地内に居住する者は、居住期間の長短、永住と仮住、持ち家と借家の別を問わず等しく町内会に加入し、輪番制により世帯単位で町内会の役務に参加するものとする。

Ⅲ 細 則

4 免 責

(1) 町内会への加入

次の各号に該当する者(世帯)は、その意に反して町内会に加入するには及ばない。

ア 居住期間がきわめて短期間に限定され、或いは至近将来の転出が見込まれるなど、町内会への貢献及び恩恵の享受が期待できない状況にある場合

イ 理由の如何にかかわらず、町内会に加入することによってもたらされる恩恵ないしは便宜の享受を放棄してまでも加入の意思をもたない場合

(2) 組長への就任

次の各号に該当する者(世帯)は、その意に反して組長に就任するには及ばない。

ア 高齢者等だけの世帯(高齢者等の独居世帯を含む)

イ 高齢者等を含む世帯で、世帯構成状況、家族の勤務又は就学の実態及び身体・健康上等の理由から、真に高齢者等をもってしなければ組長の職務が遂行できない場合

ウ 独身者、寡婦等の独居世帯

エ 前アイウ以外の一般世帯で、世帯構成人員、家族の勤務及び就学の実態及び身体・健康上の理由から真に組長として就任することがきわめて困難又は不可能な客観的正当性がある場合

(3) 町内統一環境整備作業への参加

次の各号に該当する者（世帯）は、その意に反して作業に参加するには及ばない。

ア 高齢者等だけの世帯（高齢者等の独居世帯を含む）

イ 高齢者等を含む世帯で、世帯構成状況、家族の勤務又は就学の実態及び身体・健康上等の理由から、真に高齢者等をもってしなければ作業に参加できない場合

ウ 前アイ以外の一般世帯で、世帯構成人員、家族の勤務及び就学の実態、世帯ぐるみで係わる他の先約又は不意の行事、家族の身体・健康上等の理由から真に軽微な作業をすることさえも極めて困難又は不可能な客観的正当性がある場合

(4) ごみ（及び資源化物）ステーションの当番

次の各号に該当する者（世帯）は、その意に反してごみステーションの清掃当番及び資源化物ステーションの当番に就くには及ばない。

ア 高齢者等だけの世帯（高齢者等の独居世帯を含む）

イ 高齢者等を含む世帯で、世帯構成状況、家族の勤務又は就学の実態及び身体・健康上等の理由から、真に高齢者等をもってしなければ当番に就けない場合

ウ 前アイ以外の一般世帯で、世帯構成人員、家族の勤務及び就学の実態、身体・健康上等の理由から真に当番の職務を遂行することが困難又は不可能な客観的正当性がある場合

5 会員の地位の保障

町内会へ加入した者（町内会費を納付し、町内会員カードを提出した者。この「基準」において会員という）は、前項により役務への参加を免除された場合においても会員としての地位は保障され、配付物の頒布・回覧物の回覧・他の町内会行事への参加・ごみ（資源化物）ステーションの利用等においてなんら差別を受けない。

IV 付 則

6 隣組の自治の尊重

本「基準」は、海吉出村町内会全般の協調性・整合性を図るための最低限の指針を示すに留めたものであり、次の諸点については各隣組において細部申し合わせをし、思想の統一をしておくことが望ましい。

- (1) 組長としての年単位の服務期間
- (2) 借家、アパート、賃貸マンションの入居世帯の組長就任の要否
- (3) 副組長に就任する世帯の基準（例：来年度の組長就任予定者をもって充てる等）
- (4) 進んで役務に参加したいとする高齢者等の意思の表示及び受理の要領
- (5) 役務への参加免除への申し出及び受理の要領
- (6) 客観的正当性と免責を是認する者及びその要領